

第4回 非財務情報の開示指針研究会 事務局資料

2021年10月

経済産業省 経済産業政策局

産業資金課・企業会計室

本研究会の全体像（予定）

回数	アジェンダ
第 1 回 (6月10日)	<u>開示指針の世界的な動向把握</u> ✓ IFRS財団による国際的なサステナビリティ基準のための審議会の設置に関連する定款改定案の概要 ✓ EU非財務情報指令改定の概要 ✓ 非財務に関する基準設定主体の動向 ➢ 非財務基準設定主体の連携とValue Reporting Foundation (VRF) ➢ CDPを通して見る非財務情報開示の国際動向
第 2 回 (7月16日)	<u>開示指針の分析</u> ✓ 第1回研究会以降の動向 ✓ 第1回研究会の議論を受けて ✓ 「企業価値に関する報告 - 気候関連の財務報告基準のプロトタイプの例示」の検討
第 3 回 (9月1日)	<u>開示事例を踏まえた人的資本開示に関する検討</u> ✓ 第2回研究会以降の動向 ✓ 第2回研究会の議論について ✓ 人的資本開示に関する課題検討
第 4 回 (今回)	<u>気候関連の財務報告基準のプロトタイプを踏まえた開示のあり方に関する検討</u> ✓ 第2回の議論を踏まえた、気候関連の財務報告基準のプロトタイプを踏まえた開示のあり方に関する検討 ✓ IFRS実務記述書「経営者による説明」の改訂案概要 ✓ 中間報告の骨子（イメージ）
第 5 回 (10月下旬)	<u>中間報告書についての議論（P）</u> ✓ これまでの議論を踏まえた非財務情報の開示のあり方について

※第 6 回以降も、非財務情報の開示指針に関する世界的な動向を踏まえて、継続的に研究会を開催する。

※上記の他、議題に応じて国内外の有識者からの発表なども状況に応じて実施。

1. 第3回研究会以降の動向

2. 気候関連の財務報告基準のプロトタイプを踏まえた開示のあり方に関する検討

- ① 気候変動プロトタイプに対するIOSCOのコメント
- ② Technical Readiness Working Groupにおける検討
- ③ 事前にいただいたご意見と検討の方向性

3. IFRS実務記述書「経営者による説明」の改訂案概要

4. 中間報告の骨子（イメージ）

5. 本日は議論いただきたい事項

第3回研究会（9/3）以降の動向

- 第3回の研究会以降における、非財務情報の開示に関連する主要な動向は以下の通り。

日付	トピック
9/8	EFRAGの欧州サステナビリティ報告基準プロジェクトタスクフォース（PTF-ESRS）、気候基準プロトタイプワーキングペーパーを公表 https://www.efrag.org/News/Project-527/EFRAG-PTF-ESRS-welcomes-Climate-standard-prototype-working-paper
9/13	IFRS財団、アドバイザリー・カウンシルの会合において、4月に公表した公開草案「IFRSサステナビリティ基準を設定する国際サステナビリティ基準審議会を設立するためのIFRS財団定款の目的を絞った修正案」に対して寄せられたコメントの概要、およびTechnical Readiness Working Groupでの議論状況を共有 https://www.ifrs.org/news-and-events/calendar/2021/september/ifrs-advisory-council/
9/15	CDSB、生物多様性関連情報開示のガイダンス案を公表し、パブリックコメントを開始（コメント締め切り：10/4） https://www.cdsb.net/biodiversity
9/20	VRF、統合報告フレームワークを基礎として、企業をはじめとした組織体が統合報告を実践する際のガイダンス資料を公表 https://integratedreporting.org/news/transition-to-integrated-reporting-a-guide-to-getting-started/
9/20	IFRS財団、評議員会の会合において、4月に公表した公開草案「IFRSサステナビリティ基準を設定する国際サステナビリティ基準審議会を設立するためのIFRS財団定款の目的を絞った修正案」に対して寄せられたコメントの概要、Technical Readiness Working Groupでの議論状況、及びIFRS財団に寄せられた各国からのシードキャピタル支援レター等の状況を共有 https://www.ifrs.org/news-and-events/calendar/2021/september/trustees-of-the-ifrs-foundation/
9/24	EFRAGの欧州サステナビリティ報告基準プロジェクトタスクフォース（PTF-ESRS）、9/8に公表した気候基準プロトタイプワーキングペーパーに対応する結論の根拠（Basis for Conclusion working paper）を公表 https://www.efrag.org/News/Project-531/EFRAG---PTF-ESRS-Cluster-2-Climate-standard-prototype---Basis-for-Conclusions-working-paper
9/28	VRF、XBRLにおいてSASBスタンダードを表現していくための、SASB基準XBRLタクソノミーを公表 https://www.sasb.org/wp-content/uploads/2021/09/SASB-Standards-XBRL-Press-Release-Final-Sept-28.pdf
9/30	VRF、企業報告における統合報告フレームワーク及びSASBスタンダードの双方を活用する手法につき、事例を交えた説明資料を公表 https://www.sasb.org/knowledge-hub/complementary-tools-using-the-framework-and-sasb-standards-together/

欧州CSRDに基づく気候基準プロトタイプの公表

- 9月8日、EFRAG※のプロジェクトタスクフォースは、「気候基準プロトタイプ」に関するワーキングペーパーを公表。本文書は、今後のタスクフォースの議論の出発点となるもの。
- 9月24日、本プロトタイプを補足する文書「結論の根拠（Basis for Conclusion）」ワーキングペーパーを公表。

※EFRAGは、欧州委員会からサステナビリティ報告基準の策定を委任されている。

今後の予定

- PTF-ESRS*レビュー・パネルへの提出
- 全PTF-ESRSメンバーに対するコメント照会
- 総会におけるコンセンサス形成議論
- 提案・予備的決定を一次ドラフトへ記載
- 専門家WGへの提出

タ
ス
ク
フ
ォ
ー
ス
内

- パブリックコンサルテーション等

専門家ワーキング・グループ

- 概念ガイドライン
- 横断的基準
- 環境 - 気候
- 環境 - その他
- 社会 - 労働
- 社会 - その他
- ガバナンス - ガバナンス
- ガバナンス - その他
- 中小企業
- 様式

* Project Task Force on European sustainability reporting standards

欧州CSRDに基づく気候基準プロトタイプ（1）3つの主要目標

- EFRAGが公表した気候基準の主要な目標は、①**透明性の提供**、②**EUの目標への対応**、③**国際的な互換性の確保** の三点。

1. 投資家及びその他ステークホルダーに対し、以下に関する透明性を提供する

- 報告企業が気候変動に及ぼす影響と、過去・現在・未来の緩和策
- 報告企業がさらされている気候変動によって生じるリスクと機会
- 気候関連リスクと機会が、報告企業の財務状況、業績、短・中・長期の企業価値創造能力に及ぼす影響
- サステナブルな経済への移行と温暖化(1.5℃以内)の抑制に沿って、ビジネスモデルと経営を適応させる計画と能力

2. CSRD、タクソノミー規則、SFDR等に示される、気候関連のEUの意欲的な目標へ対応する

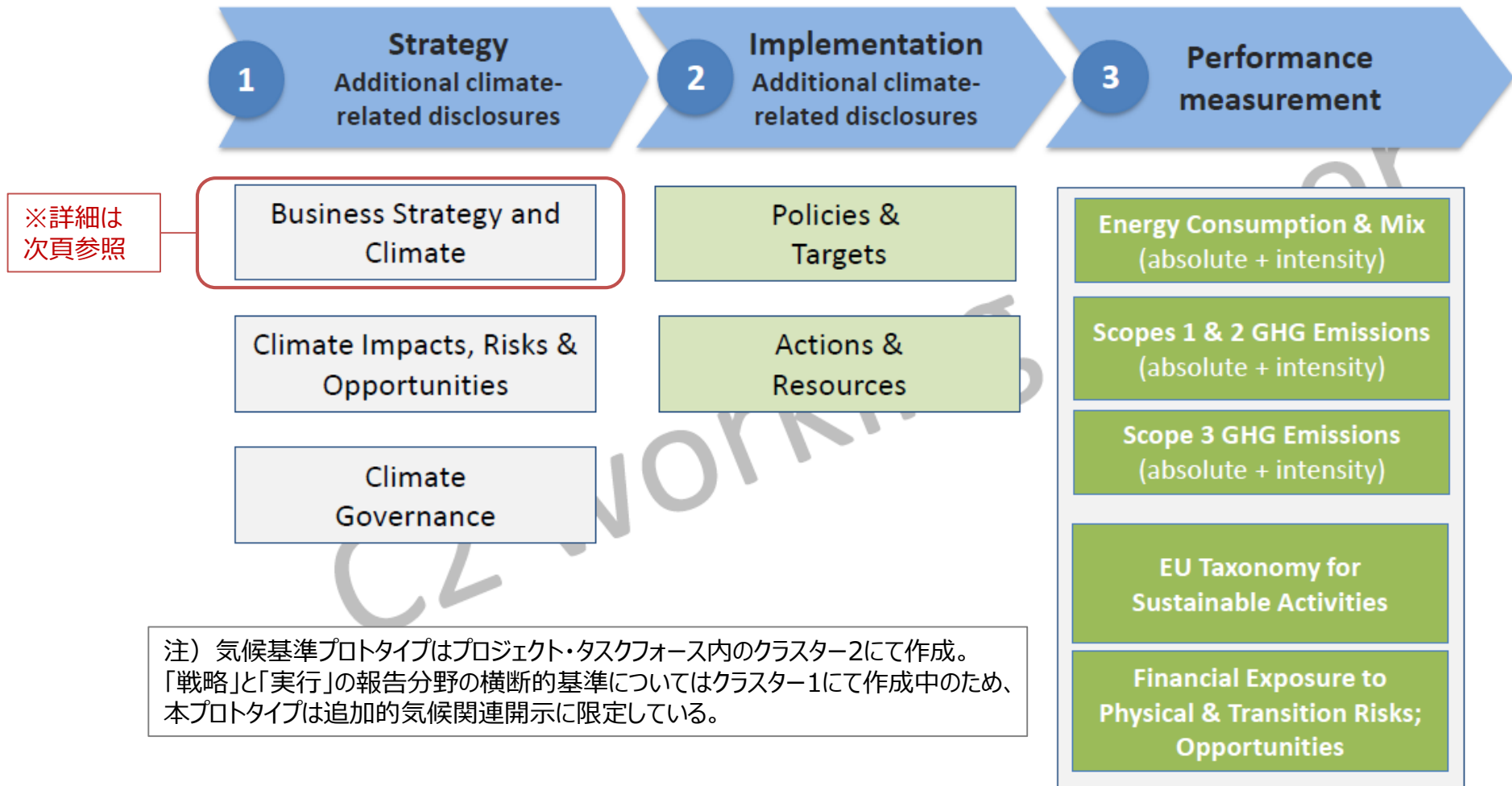
- タクソノミー規則8条の委任法及びSFDRの下で策定中の技術基準に対応した開示案についても、本文書が対応している旨が本文書内の注釈に記載されている。

3. 重要トピックに関する共通プラットフォームを促進するため、国際的なイニシアティブとの適切な互換性を確保する

- 基準ドラフトは、TCFD提言との互換性を追求
- 基準ドラフトは、GRIとの互換性を追求
- IFRS財団のTechnical Readiness WGとの議論を実施中
- 米国証券取引委員会（SEC）とも連絡を確立

欧州CSRDに基づく気候基準プロトタイプ（２）構成

- 3つの報告分野（①戦略、②実行、③実績測定）が、10の開示分野を通じて具体化されている。



欧州CSRDに基づく気候基準プロトタイプ（3） 開示項目の例

- 例えば、「ビジネス戦略と気候（Business Strategy and Climate）」においては、以下の10項目が開示事項として定められている。

気候変動がビジネスモデルと戦略に及ぼす影響		基礎とした基準等
気候関連リスクと機会がビジネスモデルと戦略に及ぼす影響を説明する。	定性的	TCFD
バリューチェーンのどこに気候関連リスクが集中しているか説明する。	下流、経営、 上流 + 定性的	TCFD
気候関連のリスクと機会が、経営陣の戦略と意思決定へのインプットとしてどのように役立つか説明する。	定性的	TCFD
気候関連リスクに対するビジネスモデルと戦略のレジリエンス		
気候関連のリスクに対する現在のビジネスモデルと戦略のレジリエンスについて説明する。	定性的	TCFDコンサルテーション
様々な気候シナリオを用いてビジネスモデルのレジリエンスが検証されているか（移行リスクについては2°C及び1.5°Cシナリオ、物理的リスクについては2°C超シナリオなどを含む）。	Yes/No	TCFDコンサルテーション/ CDP
「はい」の場合、検討されたシナリオ、選択された理由、主要な想定、分析が実施された時間軸について説明する。	定性的	TCFDコンサルテーション/ CDP
上記分析の結果得られた、短・中・長期の戦略的意味合いを説明する。	定性的	TCFD
タクソミー整合的な活動（Taxonomy-aligned activities）と、タクソミー適格の活動（Taxonomy-eligible activities）の比較による売上高の割合を開示し、5年後のこの割合の推定値を提供する。	定量的（%）	EUタクソミー
ビジネスモデルと戦略が気候変動に及ぼす影響		
現在のビジネスモデルと戦略が、自社の経営とバリューチェーンにおいて、GHG排出とその他の気候関連の影響をどのように引き起こし、進めているかを説明する。	定性的	非財務情報開示指令 2019ガイドライン
自社のビジネスモデル及び戦略と、パリ協定に沿って地球温暖化を1.5°C以内に抑制するための移行を両立させるための計画（移行計画）を説明する。	定性的	CSRD（案）

1. 第3回研究会以降の動向

2. 気候関連の財務報告基準のプロトタイプを踏まえた
開示のあり方に関する検討

① 気候変動プロトタイプに対するIOSCOのコメント

② Technical Readiness Working Groupにお
ける検討

③ 事前にいただいたご意見と検討の方向性

3. IFRS実務記述書「経営者による説明」の改訂案概要

4. 中間報告の骨子（イメージ）

5. 本日は議論いただきたい事項

気候変動プロトタイプに対するIOSCOのコメント（1/2）

- IOSCOは6月28日に「企業のサステナビリティ開示に関する報告書」を公表し、IFRS財団によるサステナビリティ基準の策定に関するIOSCOのビジョンを示している。
- 報告書の中で、IOSCOは気候変動プロトタイプについて、「投資家ニーズに対応した、プロトタイプの拡張」「ISSB設立前の暫定ガイダンスの提供」「ISSBが機能するための長期での考慮事項の評価」という3つの視点から分析・評価を実施している。

表2：プロトタイプの潜在的拡張可能性及び考慮事項（48p）

サステナビリティ報告の特性	潜在的な拡張可能性および考慮事項
サステナビリティ関連情報の完全性・一貫性・比較可能性	<u>プロトタイプの拡張</u> ● <u>報告主体の企業価値創造にとって重要となりうる、報告主体以外の他の主体および利害関係者に起因するリスクと機会を評価する必要性を特定する。</u>
原則・フレームワーク・基準	<u>プロトタイプの拡張</u> ● <u>独立した監査および保証の促進、関連規制当局による執行、財務報告基準との統合。</u> ● <u>明確な記述情報に必要な最低要件を含む、特定した開示に関する定量指標の導入。</u> <u>暫定ガイダンスの提供</u> ● <u>他の基準や幅広い報告義務に基づく開示と、ISSB基準が利用可能になった際の相互運用を確実にするためのガイダンスの提供。</u>
論点のスコープ・重要性	<u>プロトタイプの拡張</u> ● <u>重要性の評価において、投資家の意思決定に重要な影響を及ぼしうる、報告企業の現在および予想される将来のインパクト（長期の時間軸を含む）を把握する必要があることを明確にする。</u> ● <u>産業固有の指標を開示する際、基準が規模・ビジネスモデル・地理的要因をどのように考慮するかについてのガイダンスの提供</u>

気候変動プロトタイプに対するIOSCOのコメント（2/2）

サステナビリティ報告の特性	潜在的な拡張可能性および考慮事項
記述情報・量的指標	<u>プロトタイプ</u>の拡張 ● <u>定量指標に関する詳細なガイダンスの提供</u> （国際的に受け入れられ、かつ一貫性のある表示方法、定義、測定方法の利用を含む） ● （事業に）最も関連するサステナビリティ課題の長期の財務影響の測定方法に関するガイダンスの提供 ● <u>前期数値や他社との比較可能性を確保する指標に関するガイダンスの提供</u> ● <u>業種固有のガイダンスを改善する必要性の検討</u> （SASBの気候開示ガイダンスは、幅広いプロトタイプについて完全に適合できていない可能性がある） ● <u>3つの時間軸（短期・中期・長期）の全てにわたる将来予測指標ガイダンスの提供</u>（短期／中期／長期の定義に関するガイダンスを含む） ● <u>科学的根拠のあるパラメータ（例：1.5度目標への準拠）に関するガイダンスの提供</u> （脱炭素への取組・ネガティブエミッション技術（二酸化炭素削減技術）に関する仮定を含む） ● （脱炭素への）移行計画を含む、移行リスクと既存リスクの両方に対して、適切なガイダンスが提供されることの確認 ● <u>ローデータの提供、機械の可読性を含むフォーマット</u>（およびデータタグをつける対象となるデータ様式（記述様式を含むか、指標のみか）の指定）、および情報の所在地の特定 ● <u>関連する仮定や手法</u>（例：2021年6月にNGFS（気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク）が発行した気候シナリオ（第2版）において「気候リスク分析の共通の開始点」（*1）を提供）を含む、シナリオ分析に関するガイダンスの提供（業種固有のガイダンスを含む）
サステナビリティ課題・事業戦略・財務影響の相互リンク	<u>プロトタイプ</u>の拡張 ● <u>年次財務報告の記述情報部分との開示の統合方法に関するガイダンスの提供</u> ● <u>サステナビリティ開示の、財務諸表の数値および付随する注記への織り込み方法に関するガイダンスの提供</u>

(*1)3つの次元（秩序あるシナリオ／不調シナリオ／ホットハウスシナリオ）に分けて、6つのシナリオを提供
（資料）IOSCO “Report on Sustainability-related Issuer Disclosures”（2021/6）より経済産業省作成

1. 第3回研究会以降の動向

2. 気候関連の財務報告基準のプロトタイプを踏まえた
開示のあり方に関する検討

① 気候変動プロトタイプに対するIOSCOのコメント

② **Technical Readiness Working Group**にお
ける検討

③ 事前にいただいたご意見と検討の方向性

3. IFRS実務記述書「経営者による説明」の改訂案概要

4. 中間報告の骨子（イメージ）

5. 本日は議論いただきたい事項

IFRS財団・Technical Readiness Working Groupの議論概要 (1/3) : 見解と提案

- IFRS財団が9月13日に開催したIFRS諮問会議（IFRS Advisory Council）において、Technical Readiness Working Groupでの議論の共有がされている。
- 公表資料ではワーキング・グループの議論の結果として8つの見解と提案を示すとともに、基準全体像のプロトタイプ、IASBとISSBが協働を進めるにあたっての論点等が示されている。

見解と提案	詳細な説明
①気候基準プロトタイプの拡張	<u>気候関連開示基準プロトタイプの内容をさらに拡張させることによる</u> 、ISSBの下で公開草案として検討を進める際の基礎の提供
②表示基準プロトタイプの拡張	<u>プロトタイプ表示基準の内容をさらに拡張させることによる</u> 、ISSBの下で公開草案として検討を進める際の基礎の提供
③基準設定のためのコンセプチュアル・ガイダンス	<u>ISSBにおける初期の基準設定活動をサポートするための、基本原則とコンセプト</u> （例：重要性）
④基準の構造	基準案のあり方の検討にあたっての、主要なコンセプトと構造 （例：報告領域、業界横断指標、業界固有指標）
⑤基準アジェンダで共有するその他の論点	基準のアジェンダに含まれるその他の論点（潜在的な基準設定を必要としている「緊急性の高いトピック」の特徴を示す項目）
⑥デュー・プロセスの特徴	ISSBの移行時、および運営安定時におけるデュー・プロセスでの考慮事項
⑦デジタル戦略	ISSBの活動における <u>デジタル戦略</u>
⑧コネクティビティ	<u>IASB・ISSB間のフレームワークの接合およびコネクティビティを提供するための「経営者による説明」の進化</u>

IFRS財団・Technical Readiness Working Groupの議論概要 (2/3) : プロトタイプ全体像

- プロトタイプ全体像としては、表示基準（全般的な要求事項）、テーマ別基準（第一に気候）、業種基準（業種に固有の開示）、基準の基本構造（ガバナンス、戦略、リスクマネジメント、指標と目標の四本柱）が示されている。

表示基準（全般的な要求事項）

- 全ての重要なサステナビリティ情報を開示する全般的な要求事項（“何の”情報を開示するか）
- 4つの柱に基づき重要な情報を開示するための全般的なアプローチの設定（“どのように”開示するか）
- もしISSB基準がまだカバーしていない重要な論点が出てきた場合、何を実施するかの設定（既にIFRS基準で定められている考え方）：これにより、開示の要件を満たすために利用するガイダンスの階層を設定することが可能になる

テーマ別基準（*）（第一：気候）

- 要求事項の設定
 - 記述情報ベースの開示
 - 業種共通の指標
- 業種／事業／ビジネスモデル固有の指標に関する全般的な要求事項（ただし、指標としては設定しない）

（*）テーマ別基準の設定タイミング：

1. テーマが資本市場に認知されている
2. 4つの柱に基づいて記述情報ベースの開示要求の設定することが、付加価値となる
3. 業種共通の指標が実践的、かつ利用可能

業種基準（*）（業種に固有の開示）

- 業種固有の開示トピック（テーマ別基準に加えた領域をカバーする）
- 特有の記述情報および指標
 - テーマ別基準と整合する
 - テーマ別基準で網羅されていない、全ての他の業種固有の開示トピックの要件

（*）業種基準は、確立された業界向けに開発される。

全ての提案される基準は以下の構造を基礎とする。

- ガバナンス
- 戦略
- リスクマネジメント
- 指標と目標

IFRS財団・Technical Readiness Working Groupの議論概要 (3/3) : IASBとISSBの協働における論点

- また、IASBとISSBが協働を進めるにあたっての論点として、ガバナンス、スタッフを含むオペレーション面、基準設定主体としてのそれぞれのスコープとリンク、基準・ガイダンスの接合性・一体性などが挙げられている。

カテゴリー	項目	概要
ガバナンス	ガバナンス・定款	・ 両審議会の目的設定、および監督の実施
オペレーション	テクニカルスタッフ	・ 適切なリソースシェア・能力開発の確保
	運営スタッフ	・ 適切なリソースシェアの確保
基準設定主体	IASBとISSBのスコープとリンク	・ 内部接合的な報告を実現する
	企業報告システムのその他の部分に関連するIASB/ISSBの権限	・ 明瞭な境界の設定と期待の確保
	基準設定、デュー・プロセス (審議／文書承認に関する運営手順)	・ 結合的な要求事項・報告をサポートする仕組みの構築
基準・ガイダンス	IASB・ISSBのコンセプトと要求事項 (例・重要性、価値創造、企業価値)	・ 投資家の情報ニーズに関する関心・内部接合性を持つ論点の扱いの明確化 ・ 接合性・一体性のサポート、および矛盾・不整合の最小化
	特定のトピック毎に： IASB/ISSBの関連するリソース一式の提供 (例：論点固有の基準、関連ガイダンス、表示基準、 概念フレームワーク、結論の根拠)	・ IASB・ISSBの基準になじみのない人向けの、迅速かつわかりやすいナビゲーションの提供

1. 第3回研究会以降の動向

**2. 気候関連の財務報告基準のプロトタイプを踏まえた
開示のあり方に関する検討**

① 気候変動プロトタイプに対するIOSCOのコメント

② Technical Readiness Working Groupにおける検討

③ 事前にいただいたご意見と検討の方向性

3. IFRS実務記述書「経営者による説明」の改訂案概要

4. 中間報告の骨子（イメージ）

5. 本日は議論いただきたい事項

気候関連基準の適用に際しての考え方（総論的な方向性）

- 気候関連基準の適用及び非財務情報開示全般に係る総論的な考え方として、下記の趣旨をベースとした整理を中間報告において行う。
 - 開示の前提として、財務情報に係る基準と、非財務情報に係る基準では、求められる情報に対する視点が異なること（財務情報においては「完璧な開示」が求められるのに対して、非財務情報においては「最善の開示」が求められるものであること）
 - そのため、非財務情報の開示については基準の一律的・機械的な採用・適用を行うことは困難であり、各企業にとっての重要度（マテリアリティ）が十分に考慮された開示を行うことが作成者・読み手の双方にとって効果的かつ効率的であること。
 - 価値創造に関連する重要事項は、企業にとって関連性のある社会課題・経営課題から、長期的な価値創造の視点を踏まえて認識・特定されるべきこと。
 - その上で、各企業が重要と判断する事項への対応については、各企業の経営戦略に織り込んだ形での開示が望ましいこと。
 - 企業戦略や経営方針、データについて、開示の章立てや媒体を使い分けながら（例えば、企業戦略や経営方針を描く媒体とデータを載せる媒体を分ける等）、利用者の特性毎・目的毎に使いやすい形での開示が望ましいこと。

関連して事前に頂いたご意見（1/2）

- 財務会計基準と気候関連報告の標準とは全く性格が異なることを明確にすべき。基準が策定されたら、あたかも全てを適用することが必要となるかのような誤解を生まないように配意すべき。
- ダイナミックマテリアリティの下では、時点によって「完璧な開示」が変化するため、完璧と最善は相対化されるように思われる。
- 「最善の開示」についての例を示してはどうか。（目標、現在の位置、課題、どのような対応を考えているか等）
- 非財務関連の開示については、一律的・機械的な適用を行うことは不適切又は不可能。また、示すべき情報が企業が重視する目的や価値、要素によって異なり、情報の精度や自由度が大きく異なる。
- 国際会計基準の時のように、All or Nothingのような議論は不毛。どの項目を開示させるのかといった部分については、選択的使用が可能な余地を残すことが重要。
- 国際基準においても一定程度の柔軟性を確保したアプローチが採用されるべき。
- 基本的に、グローバルで採用する基準は原則主義的であるべき。
- ISSBが示す基準が、企業の自立性や開示の自由度を適度に許容するものであり、機械的・形式的な開示を強制するルールにはならないことが前提。企業にとっての重要性という意味でのマテリアリティの観点には十分に考慮する必要がある。
- セクター別指標の導入については、比較可能性を求める要請を反映したものと思われるが、要求事項の粒度と規範性の強さによって、比較可能性と自由度のトレードオフが生じる。規範性の強さは特に重要な問題であり、Comply or Explainの導入については強く要請を進めるべき。
- 各企業と投資家、ステークホルダーの双方に有益な開示を志向するべきであり、現場レベルでの効果的な対話を念頭に進めるべき。開示だけが先行して形式的な開示に陥ることのないよう配慮が必要。
- 日本企業の場合、「横並びが優先され、突出を嫌う」「答えは文句のつきにくい内容で一通り埋めたい」といった発想から脱却できない傾向も一部に根強い。ボイラープレート的な開示に堕してしまうことがないよう、念押しをする必要がある。
- 企業が早期開示を競って形式的な開示に陥らないよう、余裕を持った時間軸を具体的に示すことが必要。
- 「自社にとって気候変動が価値創造に関連する重要課題と認識している場合」をどう判断するのが課題。マテリアリティの特定で重要と見なされなければ無視して良いのか、comply or explainのような考え方で臨むべきか。

関連して事前に頂いたご意見（2/2）

- 企業にとって「関連性のある社会課題」はその成熟度によって変わってくるため、時間軸を示して徐々に開示を充実させていくことが理想的。ただし、不確実性を伴うため、ダイナミックマテリアリティの考え方を取り入れ、外部環境の変化に応じて徐々に「重要課題」に取り込んで開示に繋げていく「構え」が重要。
- 企業毎に、重要な非財務的な要素は大きく異なる。非財務情報は、「基準に基づく開示が求められる」のではなく、「標準を活用して、自社の価値創造に関連するマテリアルな要素とその組み合わせとしての価値創造のやり方を示していく」ものである。
- 以下を考慮に入れる必要がある。
 - ✓ 各企業の重要度が十分に考慮されたストーリー性のある開示が重要であり、ISSBが示す基準の詳細項目全ての一律的、機械的な採用、適用を行うものではないこと
 - ✓ Scope3の開示など日本としてISSBが示す基準に賛同できないものがある場合には、適用除外・適用延期を設けるなどの配慮が必要であること
- サステナビリティや気候関連分野に限定した開示は、受け手にとって不十分またはミスリーディングな情報になることへの警鐘を鳴らすべき。そうではなく、企業の経営方針、価値創造メカニズムの中で、それらの要素がどれだけマテリアルなものであるのかが分かるような開示に意味がある。したがって、統合報告のような全体を包括的に示すものがあつた上で、そこに位置づけられたサステナビリティなどに関する要素の詳細を示すことには意味があるだろう。
- 開示媒体の使い分けに関しては、有価証券報告書の記述も、XBRLタクソノミでタグを使い分けることによって、同じ媒体でナラティブな説明とデータの両方を提供することができる。

気候関連基準プロトタイプに対し他団体等で進められている検討について (対応の方向性)

- プロトタイプをベースに実施されている他団体等の検討内容について、本研究会での議論との対比も念頭に置きながら中間報告においてポイントを示すことを検討する。

関連して事前に頂いたご意見

- 関連する他団体の動きを網羅的に記載しておく価値は高い。
- 他の団体等における検討のうち重要なものについては、「この点については基本的に同じ見解だがこの点では違う意見がある」という形で論点を整理し、報告書で言及することにより、報告書のメッセージの説得力を増す効果は期待できる。
- 特に「違い」については認識しておく必要があるので、参照する他団体等の検討の数はかなり絞り込む必要がある。
- IAS（国際会計基準）やIFRS（国際財務報告基準）が実効性をもつことになったのは、IOSCOのコミットメントが大きかったものと認識。今回のプロトタイプもIOSCOの関与は大きなインパクトを与えるのは必至であるところ、背景説明という形でもよいので、取り込むことが望ましい。

IFRS財団が示している関連文書の取扱いについて（対応の方向性）

- プロトタイプの検討にあたっては、国際会計基準審議会（IASB）が策定した「財務報告のための概念フレームワーク」のサステナビリティ関連情報の開示基準への適用可能性を整理したうえで、その検討結果が反映されているところ。
- また、IFRS財団が11月23日期限でコメントを募集しているIFRS実務記述書第1号「経営者による説明」の公開草案では、「サステナビリティ報告に関する IFRS 財団評議員会のプロジェクトとの相互関係」についてコメントを求めている。
- 更に、9月13日のIFRS財団諮問会議の資料において、Technical Readiness Working Groupにおける「見解と提案」として、IASB・ISSB間のフレームワークのコネクティビティを提供するために「経営者による説明」を発展させていくことが示されている。
- これらの状況を踏まえ、IFRS財団の関連公表物（「経営者による説明」の公開草案等）について、特に非財務情報開示のあり方との関係でポイントとなる点について中間報告において整理することを検討する。

関連して事前に頂いたご意見

- Management Commentaryの実務記述書については、将来的にサステナビリティ報告を包含するナラティブ報告に関する概念フレームワークand/or基準として位置付けられるとともに、IASBとISSBの合同プロジェクトとされる可能性がある。財務会計、マネジメント・コメンタリー、サステナビリティ報告の相互結合性は大きな課題となっている。
- 例えば、ISSB基準における気候変動シナリオ分析に関する要求事項が導入された場合、当該分析結果を座礁資産等の評価（会計上の見積もり）に反映する方法についての議論を呼び、その結果として、IFRS基準への反映につながる可能性がある。
- 一方で、IFRS財団はManagement CommentaryおよびISSB基準に関して、会計基準ニュートラルなスタンスを取っており、こうした対応の継続を支持するとともに、国内会計基準等においても、基準間の相互結合性に留意した先手の対応を進めることが重要となるのではないかと。
- 今後の動向によるが、Management Commentaryは強く意識せざるを得ない。
- IFRS財団に期待された理由として、「財務諸表との整合性」は小さくないはず。同じ企業の開示なので、セグメントの区分けからマネジメントの見積もりまで、財務と非財務は一貫性があるべき。今後もセグメントや連結の範囲など、基本的には全て一緒にするよう意見をしていくべき。
- 同じIFRS財団の下で、マネジメントコメンタリーとISSBが統合的に活用できるような仕掛けを世界に対して強く求めていくことが必要ではないか。
- IASB同等のデュープロセスを経てISSB基準の作成がなされと考えられるため、ISSBによる基準作成プロセスに日本として関係者が一枚岩となって最大限関与していくべき。この考えをベースとすると、IFRS財団の関連公表物も考慮していくべきものとする。
- 現時点では、IFRS財団の活動を認識していることを明記した上で、一般的な方向感を提示するのに留めるのが現実的。

気候関連基準プロトタイプにおいて示されている各記載項目の評価について

- 事前に頂いたご意見（次ページ以降）をベースに、中間報告において当研究会としての考え方の整理を行うとともに、今後IFRS財団/ISSBにより基準案が示された際の意見発信の基礎とする。

気候関連基準プロトタイプ：ガバナンス

記載項目の分類	記載項目の詳細
A) TCFD提言から引き継ぎ、プロトタイプで更新された項目 (※太字下線：TCFD提言より引継)	・ <u>気候関連のリスクと機会に関する取締役会の監督についての説明</u> (*1) ・ <u>気候関連のリスクの機会を評価・管理する上での経営者の役割に関する説明</u> (*2) (*3)
B) プロトタイプで新たに追加された項目 (より明確になった項目)	・ 気候関連のリスクと機会に責任を有する取締役、幹部、委員会の情報 ・ 気候関連のリスクと機会に対応するための戦略を統治・管理するための取締役会のスキルと能力 ・ 気候関連の方針、戦略、目標の実施について、どのように取締役会が経営陣に責任を課しているかについての説明 (関連するパフォーマンス指標の報酬方針への組み込みを含む)

事前に頂いたご意見（1/2）

- ・ 取締役会によるリスク・機会の監督の重要性は高まっており、強く支持。
- ・ 更新・追加項目は妥当と考える。
- ・ 長期視点の経営戦略策定、進捗の理解・開示は重要。項目が明確になったことは、早急な取組が必要との理解に繋がる。
- ・ TCFD提言策定後に行われた議論を考えると妥当。ここ数年「成果と経営者の報酬とのリンク」は様々な所で議論されている。表現も原則主義的で良いのではないか。
- ・ 投資家が見たいのは意思決定機関のスキルや能力であるため、追加された項目は一定程度有益。2項目が5項目に増えた捉えるのではなく、これら5項目を参考に、どの要素を盛り込んだ説明が説得的であるかを各企業が考えれば良い。
- ・ ガバナンスの実効性を示す要件がクリアになった。

気候関連基準プロトタイプ：ガバナンス

記載項目の分類	記載項目の詳細
A) TCFD提言から引き継ぎ、プロトタイプで更新された項目 (※太字下線：TCFD提言より引継)	・ <u>気候関連のリスクと機会に関する取締役会の監督についての説明</u> (*1) ・ <u>気候関連のリスクの機会を評価・管理する上での経営者の役割に関する説明</u> (*2) (*3)
B) プロトタイプで新たに追加された項目 (より明確になった項目)	・ 気候関連のリスクと機会に責任を有する取締役、幹部、委員会の情報 ・ 気候関連のリスクと機会に対応するための戦略を統治・管理するための取締役会のスキルと能力 ・ 気候関連の方針、戦略、目標の実施について、どのように取締役会が経営陣に責任を課しているかについての説明 (関連するパフォーマンス指標の報酬方針への組み込みを含む)

事前に頂いたご意見（2/2）

- ・ 「取締役会のスキルと能力」について、気候変動に限ったスキルを明示することはスキルマトリックス全体の粒度と整合しない。
- ・ 「取締役会のスキルと能力」は、必ずしも気候関連の科学的知見、諸規制の細目に関する知識や専門分野の経験の有無を問うものではなく、大局的な視点で常識を持って是非を判断すること。専門分野の「有資格者」を選任するべきだ・しておけば良いといった姿勢を動機付けすることがないよう留意が必要。
- ・ B) の項目は、会社のガバナンス体制によっては、うまく回答できない企業があるのではないかと。日本では多くの企業が取締役と執行役員が分離しておらず、いわゆる委員会等設置会社以外に対してもこれらの項目の開示を必須とした場合、少々混乱が起こるのではないかと。
- ・ また、この質問項目は、暗に取締役会に気候変動に関する専門家を置けというプレッシャーにもなり得るが、その実効性については留意が必要。

気候関連基準プロトタイプ：戦略①

【気候関連のリスクと機会の説明】

記載項目の分類	記載項目の詳細
A) TCFD提言から引き継ぎ、プロトタイプで更新された項目 (※太字下線：TCFD提言より引継)	短・中・長期をどのように定義するか、また、その定義が資産やインフラの耐用年数及び戦略的計画とリンクしているか（*1）
B) プロトタイプで新たに追加された項目 (より明確になった項目)	リスクの性質と、それが気候リスクと機会の定義にしたがってどのように分類分けされるか
	各リスクがどのように発生するか
	リスクと機会の発生源は外部関係者（サプライチェーン、公共事業、ロジスティクス等）に起因しているか

*1：TCFD提言では資産やインフラの耐用年数、及び気候変動問題は「中長期に現れる」という言い回しをしているが、プロトタイプでは当該記述は削除されている。

事前に頂いたご意見

- 特に問題ないように思う。これらの開示は気候関連のリスクを自覚する大きなきっかけになる。
- 情報の必要性については賛同できる一方で、TCFDの準拠を始める企業にとってはレベルの高い項目である。TCFDと同様、時間的猶予を与えるのが現実的。
- 開示に当たって考慮するのが望ましい項目としては有用だが、各社における重要性等に応じて開示の要否は判断されるべき。
- Bは「リスクや機会」の定義に含まれていたものの例示と捉えれば良く、それぞれについて記述するというよりも、一つの説明の中で要素として含まれるということではないか。
- 総合的に見れば、トランジション段階での対策、その後のイノベーションへの接続に対する姿勢など、「戦略」を重視しているように見える。

気候関連基準プロトタイプ：戦略②

事前に頂いたご意見

- 情報の必要性については賛同できる一方で、TCFDの準拠を始める企業にとってはレベルの高い項目である。TCFDと同様、時間的猶予を与えるのが現実的。
- 開示に当たって考慮するのが望ましい項目としては有用だが、各社における重要性等に応じて開示の要否は判断されるべき。
- 大きな違和感はないが、定量化が強調されすぎるのは懸念される。
- Bは説明の際に盛り込むと良い視点を提供していると考えられ、それが有益と考える企業はその点を示せば良い。有益と考えるものを説明する必要はなく、投資家等はそれが書かれていないこと自体に意味を見出せば良い。
- 総合的に見れば、トランジション段階での対策、その後のイノベーションへの接続に対する姿勢など、「戦略」を重視しているように見える。
- 「企業がチェックしている主なトレンド」は重要な情報だが、開示の形骸化に陥る恐れはある。コンサルタントが「業界標準」的なものを推奨し、各社が横並びでそれを開示するような事態になると、有益な情報開示とは言えなくなる。
- Bの「特定された気候関連のリスクと機会が顕在化すると予想される推定時間軸」は難しい。例えば、「現在合理的に得られる情報に基づいた上で」、「不確実性がどれくらいであるか」などを議論する必要がある。
- Aは特に問題ないように思う。Bも概ね問題ないが、「推定時間軸」は対応が難しそうだと感じた。未来を正確に予測はできないので、いくつかのシナリオに分けて記述するなどの工夫が必要。

気候関連基準プロトタイプ：戦略③

【気候関連のリスクと機会が企業の決定と計画に与える影響】

記載項目の分類	記載項目の詳細
A) TCFD提言から引き継ぎ、プロトタイプで更新された項目 (※太字下線：TCFD提言より引継)	・ 資本計画と配分において、温室効果ガス排出量、エネルギー、土地、水の問題をどのように考慮しているか。説明に含まれる内容として、以下がある。(*1) ✓ 気候関連リスクと機会の変化を踏まえた、主要な買収・売却 ✓ 合併事業 ✓ 事業変革 ✓ サプライチェーン・イノベーション ✓ 技術・イノベーション・新規事業分野への投資についての議論を含む)
B) プロトタイプで新たに追加された項目 (より明確になった項目)	・ 気候関連の研究開発投資と活動、新技術の採用 ・ 投資、事業再構築、評価減、資産の減損など、既存及びコミット済みの将来の気候関連活動 ・ レガシー資産に関する重要な計画の前提（例えば、炭素、エネルギー、水を多く消費する事業の削減戦略） ・ 気候関連の新たなリスクと機会に対処するために、資本を配置・再配置する際の組織の柔軟性 ・ 顧客、サプライチェーン、市場、認証制度等を通じた、直接的または間接的なリスクの軽減及びリスクと機会への適応、気候変動の緩和と適応に実質的に貢献する活動 ・ 気候関連のリスクと機会に対処するための企業戦略に沿って、企業の財務状況の特定の要素が時間とともに変化することを経営陣がどのように考えているか。以下を含む。 ✓ 製品、サービス等のポートフォリオの構成の変化 ✓ 気候変動戦略に資する売却・買収 ✓ サプライチェーンの多様化・強化の計画など ・ 気候関連のリスクと機会に対処するための企業戦略に沿って、企業の業績の特定の要素が時間とともに変化することを経営陣がどのように考えているか。以下を含む。 ✓ 低炭素経済に関連する製品・サービスからの収益の増加 ✓ 気候変動への適応や緩和の純費用

*1：TCFD提言では含まれる内容の例として、「主要な買収・売却」の他に「操業コストと収入」「資本へのアクセス」が挙げられているが、プロトタイプでは削除されている。

*2：TCFD提言ではこの他、「気候関連のリスクと機会が企業の決定と計画に与える影響」において以下の開示を推奨している

✓ 気候関連問題が対象とする期間

✓ 気候関連のリスク及び機会にどのように優先順位をつけたかの説明

✓ もし、組織の戦略及び財務計画に気候関連シナリオの情報が利用されている場合はそのシナリオの説明

また、情報の開示にあたっては、組織が価値を生み出す能力に長期的に影響を与える要因同士がどのように相互依存しているかの全体像を映すものである必要があるとしている。

気候関連基準プロトタイプ：戦略④

【気候関連のリスクと機会に対するレジリエンス】

記載項目の分類	記載項目の詳細
A) TCFD提言から引き継ぎ、プロトタイプで更新された項目 (※太字下線：TCFD提言より引継)	• <u>戦略が気候関連リスク及び機会に対してどれだけレジリエンスを有しているか</u>の分析。以下を含む。 ✓ 様々な気候関連シナリオに対して行われているか。 (2℃以下シナリオ、物理的な気候関連リスクの増加を想定したシナリオ(*1) など、様々な気候関連シナリオに対して行われているか。また、どのシナリオを検討したか、使用したシナリオの出典、戦略的レジリエンスの評価がどのシナリオに基づいているか) ✓ <u>分析が行われた時間軸</u> ✓ 入力パラメータ、分析に用いた選択、低炭素への移行が企業に与える影響に関する経営陣の想定 • 気候関連のリスクと機会に関する分析結果。以下を含む。 ✓ <u>企業が影響を受ける可能性があるか</u> ✓ 潜在的な財務上の影響（定量的・定性的な用語、または影響を示す範囲で表現されることもある） ✓ 異なるシナリオにおける<u>気候関連のリスクと機会に対処するために戦略上の変更が必要となるか</u>
B) プロトタイプで新たに追加された項目 (より明確になった項目)	• シナリオ分析を考慮に入れた戦略的レジリエンスの評価、及び短・中・長期にわたる組織戦略のレジリエンスを企業の財務状況がどう支えているか。以下を含む。 ✓ 物理的な気候リスク： 気候変動によって物理的な混乱が生じた場合、資産や投資がどのように調整されているか、また再配分、廃止、修理、アップグレードを行うために十分な柔軟性を備えているか ✓ 移行リスク： 低炭素代替策への投資額、投資全体に占める割合、気候ショックに耐えるために利用可能な資本の柔軟性

*1：TCFD提言では「2℃以下シナリオに沿った低炭素経済への移行シナリオと、また当該組織にとって関連性がある場合は、物理的気候関連リスクの高まるシナリオを考慮し」となっている。

気候関連基準プロトタイプ：戦略③、④

事前に頂いたご意見

- 特に違和感はないが、全て開示するのはハードルが高いと思われる。
- TCFDの準拠を始める企業にとってはレベルの高い項目である。TCFDと同様、時間的猶予を与えるのが現実的。
- 開示に当たって考慮するのが望ましい項目としては有用だが、各社の重要正当に応じて開示の要否は判断されるべき。
- TCFDの本来の目的であった財務関連情報開示を加速させようという意図が強く感じられる。リスク情報の方が定量化しやすいので、ポートフォリオ構成の変化、レガシー資産の変化等の計測に関心が集中し、「機会」の扱いが劣後しないか懸念される。これは、前段の「戦略」の位置づけ次第か。
- キャピタル・アロケーションにおける気候変動の考慮は重要であるが、方針以上のものは開示できないのではないか。
- TCFDで求めていた内容を具体化しただけではないか。戦略④「入力パラメータ、分析に用いた選択、低炭素への移行が企業に与える影響に関する経営陣の想定」は難しいかもしれない。
- シナリオ分析の前提の置き方やモデル設計について、結果として「業界内で横並び」のような事態に陥るリスクは考えられる。そうならないような配慮・工夫が求められる。
- 戦略③のBの記載内容はかなり細かく、しっかりと回答できる企業は少ないのではないか。
- 戦略④において、「レジリエンス」という用語を「対応力」といった分かりやすい用語で示すことも必要。Bは財務内容との関連について回答させる項目になっているが、見積もり要因が多く、提示された金額だけが独り歩きする事の危うさを感じる。

気候関連基準プロトタイプ：リスクマネジメント

記載項目の分類	記載項目の詳細
A) TCFD提言から引き継ぎ、プロトタイプで更新された項目 (※太字下線：TCFD提言より引継)	- 気候関連リスクのカテゴリー毎の、<u>リスク管理プロセス</u>及び戦略。以下を含む。（*1） ✓ <u>どのようにリスクが特定され、優先順位付けされるか</u> ✓ <u>リスクの影響を分析するために用いられるプロセス</u> ✓ 企業が管理するリスクエクスポージャーの範囲、また、それがリスクアペタイト・ステートメントとリンクしているか、どのようにリンクしているか ✓ <u>リスク管理及び気候変動の緩和・適応への貢献に用いられる方針、目的、活動、プロセス</u> ✓ <u>リスクの測定方法</u> ✓ <u>気候関連リスクを特定・分析・管理するためのプロセスが、組織全体のリスク管理に統合されているか、どのように組み込まれているか</u>

*1：TCFD提言では上記のほか、「リスクに関する専門用語の定義または使用した既存のリスク分類制度における参考文献」が挙げられている。

事前に頂いたご意見

- 特に違和感はない。更新と追加は適切。
- プロセスがより具体的に記載されており、有意義。
- 「リスクポージャー」、「リスクアペタイト・ステートメント」について、分かりやすい日本語で表示できないか。
- リスクマネジメントはポートフォリオで解決できる場合も多く、その視点が入っている方が説得的。

気候関連基準プロトタイプ：指標

記載項目の分類	記載項目の詳細
A) TCFD提言から引き継ぎ、プロトタイプで更新された項目 (※太字下線：TCFD提言より引継)	• 気候関連のリスクと機会を測定管理するのに用いる指標、以下を含む ✓ 気候リスクの評価、投資及び戦略的意思決定に用いられる現在の炭素価格、または価格帯 ✓ 企業が業績管理のために行った戦略的・経営的意思決定が気候関連のリスクと機会に及ぼす影響
	• 気候関連のリスクと機会が企業の財務実績に与える影響を反映する指標、以下を含む ✓ 収益・費用、営業費用・営業収益、低炭素代替への投資による節約、及び金額、時期、不確実性を含む、将来の純利益・キャッシュフロー・収益に対する財務的インパクト ✓ 傾向分析を可能にする過去の期間の指標 ✓ 気候関連のリスクと機会が業績に前年比でどのような影響を及ぼしたか、気候関連目標に関連して何が達成されたか、組織がさらされている気候関連リスクの程度が報告期間中にどのように変化したかについての分析
B) プロトタイプで新たに追加された項目 (より明確になった項目)	• 気候関連のリスクと機会に対処するために設計された戦略上・経営上の目標に対する取締役会及び経営陣の進捗を管理・奨励するために用いられる指標（役員報酬の方針と計画に関連する主要指標と目標を含む）
	• 気候関連のリスクと機会が企業の財務状態に与える影響を反映する指標、以下を含む ✓ 資産の耐用年数の変更 ✓ 資産価値への潜在的な影響 ✓ プロジェクトの実行可能性と不確実性 ✓ 特許及びその他の権利
	• なお、指標が事業への物理的インプット・事業からのアウトプットを強度指標として示す場合、経済的アウトプットの単位あたりで示されるべきである。
	• インプットの入手可能性、品質、価格に直接・間接的に影響を与える指標 • 炭素価格や主要商品価格の変動など、気候関連の要因に財務結果が影響を受ける程度を分析する指標

※上記の他、プロトタイプでは、開示すべき指標として業種横断的な指標（別表A）と産業別の指標（SASB基準の抜粋である「気候関連ガイド」）が示されている。

気候関連基準プロトタイプ：指標

事前に頂いたご意見（1/2）

- 開示の必要性は理解できる一方で、TCFDの準拠を始める企業にとってはレベルの高い項目であるため、時間的猶予を与えるのが現実的。
- 内容に特に違和感はないが、全て開示するのはハードルが高いと思われる。
- 気候変動トピックの性格を考えれば、業種横断的な指標だけでなく、産業別指標は必要と考える。
- 一方、従来の業種を超えたビジネスモデルの広がりや複数業務を営む企業の存在を考えれば、業種別基準を一律に適用することは、開示情報量の爆発と情報の価値関連性（Relevance）低下に繋がるおそれがある。
- 少なくともComply or Explainアプローチの導入、一歩進んで、以下のような複数手段の組み合わせによって、価値関連性と比較可能性を同時実現する方法を模索すべきではないか。
 - ✓ 重要性判断に基づく主体的選択の原則
 - ✓ 重要性判断に関するプロセス要求（取締役会のリーダーシップ、プロセス開示等）
 - ✓ デジタル開示の積極活用（XBRLを活用した指標データベース導入）
 - ✓ 指標の選択・不選択に関する方針及び理由についての説明
- 業種横断的な指標、産業別の指標に分けて指標の設定のあり方、開示のあり方について検討していくことは賛成。
- 業種横断的な指標についてはできるだけ限定するとともに、産業別の指標は作成者・利用者双方のニーズを十分に踏まえて設定すべき。
- 業種横断的な指標は、気候関連財務情報開示を促進するために「有無を言わさない」一律の指標という位置づけと思われるところ、適用されることで不当な評価をされるようなセクターがなければ問題ない。
- 産業別の指標については横断指標を補正する意味もあるので、設定が必要。特に、エネルギー他消費産業などトランジション段階での対応とその後のイノベーション実証段階とで評価すべき取組に大きな変化が予想されるセクターや、食品産業など適応のウエイトが高いセクターなどへの配慮が必要。

気候関連基準プロトタイプ：指標

事前に頂いたご意見（2/2）

- このレベルで指標についての記載項目を増やす意味はあまりない。
- 指標に関する標準は、辞書のようなものと整理してはどうか。重要課題や関連する価値創造の観点から有用な指標をその辞書の中から選んでも良いし、独自の指標を考えても良い。その指標を選定したことについて説得力のある説明があれば良く、全ての指標を開示することは不要。かえって企業のマテリアリティを不明確にする。
- 業種横断の指標だから全社が開示しなければいけないということもなければ、産業別の指標だからその産業内の全社が開示しなければならないということもない、という点を明確にしてほしい。
- 「数値の形で開示すべき最低限の指標」だけでなく、「企業側の事情により数値を出せないが、定義やコンセプトの形では示せるKPI」や「記述情報として出せる説明」なども広範に認める姿勢が望ましい。
- 一般的に非財務情報の場合、企業の自立性や開示の自由度を重んじる観点は重要。
- 定量化にこだわるあまり、重要な情報が開示されなかったり、重要でない情報が開示されたりという事態は避ける必要がある。
- Aの「財務的インパクト」については、見積もり要素が非常に多く、具体的な金額を出すことには慎重であるべき。気候変動は将来を予測することが非常に困難。短期的な予測であればまだ良いが、長期的な予測になるほど、シミュレーションの結果は当てにならない。
- Bはかなり細かい内容だと感じた。企業の負担軽減のためには、選択的な開示が望ましい。

気候関連基準プロトタイプについて：目標

記載項目の分類	記載項目の詳細
A) TCFD提言から引き継ぎ、プロトタイプで更新された項目 （※太字下線：TCFD提言より引継）	- 気候変動関連のリスクを緩和・適応するとともに、気候関連の機会を最大化し、戦略的目標を達成するために経営陣によって定められた目標、以下を含む ✓ 目標と抱負 ➢ 気温上昇を2度以下に抑えるための科学的根拠に基づく目標 ➢ 予想される規制要件や市場の制約、その他の目標に沿った（*1）温室化ガス排出量、水使用量、エネルギー使用量の削減に関連する目標 ✓ 目標達成に向けた計画（計画の手当ても含む） ✓ 目標・戦略的ゴールに対する実績を評価するためのKPI
	指標と目標の計算・推定に使用した方法、含まれるものの範囲、計算・推定の基礎となる仮定（*2）；以下を含む ✓ 目標が設定された年 ✓ 実績が測定されるベースライン ✓ 企業が目標を達成する年

*1：TCFD提言では「その他のゴール」の例として、効率や財務的ゴール、財務上の損失に対する耐性、製品の全ライフサイクルを通じて回避された GHG 排出量、または低炭素社会向けにデザインされた製品やサービスによる正味の収入の目標を挙げている

*2：TCFD提言では「仮定」の例として、目標が絶対量ベースか、原単位ベースかを挙げている。

気候関連基準プロトタイプについて：目標

事前に頂いたご意見

- 内容に特に違和感はない。
- TCFDの準拠を始める企業にとっても、この内容は最初からカバーすべき基本項目。
- Science Based Targets設定での認定要件、また今後の動向が参考になる。
- 二度目標は全体としての目標であり、それを個々の企業の目標に直接適用することは不可能。
- 二度目標を踏まえ、それを意識した目標を個々の企業が設定することは大事。また、それがどのような発想、ロジック、根拠なのかを示すことは可能であり、その点を明確をすることには意味がある。
- 「気温上昇を2℃以下に抑えるための科学的根拠に基づく目標」は、かなり回答するのが難しいのではないか。「科学的根拠に基づく」内容とするのは非常に困難。
- 社会インフラの整備なども含め、不確実性のあるイノベーションの実装が前提となることも多い。ベースラインの設定や目標年などについては、機械的・画一的なKPIの設定が求められないようにする必要がある。
- 「数値の形で開示すべき最低限の指標」だけでなく、「企業側の事情により数値を出せないが、定義やコンセプトの形では示せるKPI」や「記述情報として出せる説明」なども広範に認める姿勢が望ましい。
- 一般的に非財務情報の場合、企業の自立性や開示の自由度を重んじる観点は重要。
- 定量化にこだわるあまり、重要な情報が開示されなかったり、重要でない情報が開示されたりという事態は避ける必要がある。

気候関連の開示基準が示された際の対応について（方向性）

- ISSBにより基準案が示された際の検討に対して、中間報告の内容をはじめ、本研究会での検討内容等の発信を行う（手法は要検討）。
- また、ISSBにより基準案が示された際には、改めて本研究会においてもその内容の吟味を行い、考え方の整理を行った上で、当該考え方が最大限ISSBにおける検討に反映されるよう、意見発信を行う。

関連して事前に頂いたご意見

- 日本の意見はISSBに反映する努力をすべき。
- ISSB基準を採用することを原則とする。その為に基準の策定、改訂に参画していくべき。
- グローバルなコンセンサス形成に協力する姿勢を示すのが好ましいと考える。範囲と時間軸は柔軟にしながらもISSBの基準に準拠するという原則を持つべき。
- ISSBが定めるであろう「標準」は、義務的な基準ではなく、参照できる標準であると認識。それを各国が法的にどのように位置づけるかは、各国の自由であり、そこでは日本独自の考え方を説明できる形で示せばよい。「標準」はできるだけ乱立しない方がよく、日本企業独自の要素が市民権を得ることを求めるのであれば、ISSBの標準策定の段階でのインプットを考えるべき。
- ISSB基準が企業の自律性や開示の自由度を重んじ、かつ日本の企業や投資家から見て十分にフェアな性格のものとなる限り、ISSB基準を採用することを原則とするという選択肢が最もわかりやすい。ISSB基準が上記の要件を充たすものとなるように、必要なインプットは当然するべき。地域特性等の事情によってISSB基準をそのまま適用しにくい項目がある場合には、最小限のローカル・ルールや同等性評価、あるいは移行措置のような工夫を施す余地は確保することが望ましい。
- ISSB基準だけでなく他の国際的な議論（SASBの動向）なども踏まえて、合意できる部分については取り入れ、議論が対立する部分については日本が独自に選択的適用できる余地を残すという意味では、ISSB基準や国際的な議論を踏まえた日本基準を策定するというのがよいのではないか。この場合の日本基準というのは、独自の基準を設けるというよりは、“選択適用できる範囲が異なる”ことを示すイメージ。
- 基準に関するオーナーシップは国として保持すべき。どのような基準が設定されるか不確実性は大きく、日本基準を開発し、当該基準を基礎として、グローバルな議論と対峙すべき。グローバル基準を直接アドプションする形をとる場合、国としてグローバル基準設定に対する発言力が低下するリスクもある。

気候関連基準の適用について（方向性）

- ISSB基準の最終化に向けては、日本において当該基準をどのように採用・適用するかが、対象となる企業（上場市場区分等）や時間軸も含めて大きな論点となるものと考えられる。
- 適用のあり方の議論は今後のISSB基準の検討状況・検討内容に依るところ、中間報告以降もISSBの動向を踏まえながら、本研究会において適時・有効な議論を行い、必要な意見発信を内外に行うこととしたい。

関連して事前に頂いたご意見（1/2）

- ISSBの標準とIASBのMCを参照して、例えば統合報告のような形で、企業の活動全体を網羅できる包括的な primary reportを推奨するというのが望ましい。ISSB基準をそのまま採用するのではなく、ISSBの標準のどの部分を活用するかは企業の自由な判断に委ねることが望ましい。
- IFRSも全社で適応しておらず、ISSBだけ全社適応というのは難しいように思う。一方で今日本独自の基準があれば良いが、ないのに今から作ると、国際的にはネガティブなイメージができてしまうことが懸念される。
- あくまでも“基準”ではなく、項目をTCFDにあわせた開示要件を、有報の開示府令に設定し、可能な企業はISSBをフルアダプションすれば、このセクションを置き換えられるというやり方がとれるのではないか。
- ビルディング・ブロック・アプローチは、個人的には、社会課題の認識あるいはインパクト創出を意図する際の、「自社との関わり」をSDGsでいうところの、インサイドアウトだけでなく、アウトサイドインで考えるというコンセプトではないか、と理解。
- この認識が正しければ、既に多くの企業がアウトサイドインの観点から課題認識し、長期的なビジネスモデルの持続可能性に影響するファクターを重要課題に位置づけて価値創造シナリオを描いている実態がある中で、多くの企業はISSB基準を参照しつつ、自社の開示フレームワークのなかで消化していけるように思う。
- ISSB基準の採用を原則としながら、範囲や時間軸で柔軟性を持たせるのがプラグマティックではないか。
- ISSB基準をローカル基準としてendorseする形式をとり、特殊な業種があれば地域で入れられるようにすると良いのではないか。日本の実情に合致した国際基準が設定されることがベストだが、盲目的に採用するのではなく、日本として受け入れられないものは、適用除外等を含めて対応していくべき。
- 国際的調和という意味では、ISSBの気候関連報告基準に足並みを揃えることには一定の意味がある。ただし、盲目的に追従するのではなく、慎重に進める必要もある。気候変動については、欧州・米国の両者が合意できる部分については取り入れ、対立する部分については選択的な適用ができる余地を残せるような方向性を示せると良い。

関連して事前に頂いたご意見（2/2）

- 世界的な状況を鑑み、気候変動開示の対象企業は広げる必要があるだろう。ただし、ISSB基準を適用するべきか、は別問題。
- ISSB基準では、有報や他の開示書類の全てをカバーできない。適用方法としては、IFRS基準と同様任意とし、①有報に要求通りに開示する、②有報にBest effortで開示する、③他の任意開示書類にBest effortで開示する、といったパターンが生まれるのは避けられない。
- プライム市場上場企業は、ISSB基準を採用することを原則とすることが望ましい。
- プライム市場以外の企業であっても、有価証券報告書の発行企業のうち、気候変動による影響が重大である場合についても、中長期的なシナリオや影響の分析、当該分析を踏まえた戦略立案とビジネスモデル構築が重要。
- プライム市場上場企業以外については、サプライチェーンを念頭に置いた、大企業から取引先への働きかけが必要。取引先が対応できることが、成長・生き残りに繋がる。
- ISSB基準を採用することを原則とするのが基本。その場合、基準への適合をどう判断するか論点になるかと思う。

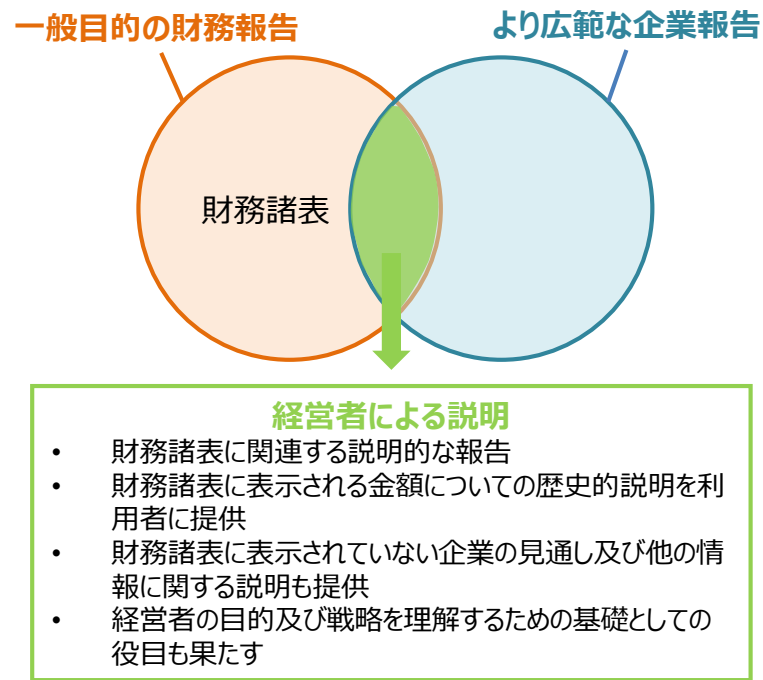
1. 第3回研究会以降の動向
2. 気候関連の財務報告基準のプロトタイプを踏まえた開示のあり方に関する検討
 - ① 気候変動プロトタイプに対するIOSCOのコメント
 - ② Technical Readiness Working Groupにおける検討
 - ③ 事前にいただいたご意見と検討の方向性
- 3. IFRS実務記述書「経営者による説明」の改訂案概要**
4. 中間報告の骨子（イメージ）
5. 本日は議論いただきたい事項

「経営者による説明」の概要（1/3）

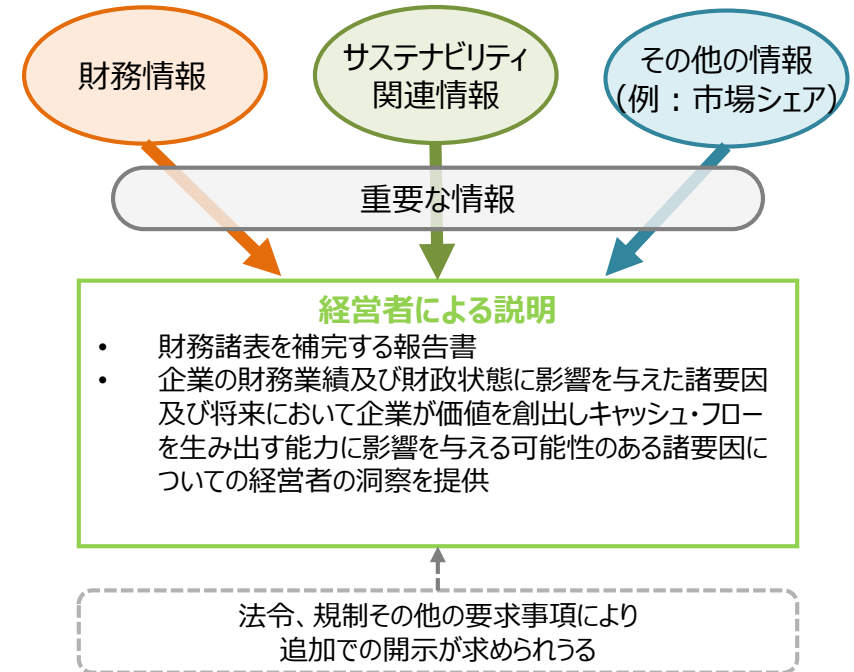
改訂の経緯

- 「経営者による説明」はIFRS実務記述書として、2010年に公表されたもの
- 公表以降の記述報告の進展や情報ニーズの変化を受け、2021年5月に全面的な改訂案が提示され、2021年11月23日を期日としたコメント募集が行われている。

現行の「経営者による説明」の考え方



改訂案の「経営者による説明」の考え方



改訂の背景：
記述報告の進展（価値創造への着眼、サステナビリティ報告の進展）、情報ニーズの変化（長期視点・無形資産・ESG論点）、報告実務とのギャップ

「経営者による説明」の概要（2/3）

目的ベースのアプローチ

- 改訂案では、「経営者による説明」の目的を明示し、目的ベースのアプローチを提案。
- 上記アプローチの前提として、主要事項に焦点を当てる旨、開示目的を満たす情報提供の実施、提供される情報及びその要件に関するガイダンス提供が挙げられている。

「経営者による説明」の定義・目的

定義：	企業の財務諸表を補完する報告書
目的：	a. 企業の財務諸表において報告される企業の財務業績及び財政状態についての投資者及び債権者の理解を高める。 b. 企業の財務業績及び財政状態に影響を与えた諸要因並びに企業が将来において価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性のある諸要因についての経営者の洞察

「経営者による説明」における内容領域毎の目的設定

主たる目的：投資家・債権者の全体的な情報ニーズを記述

評価目的：提供される情報に依拠する評価を記述

具体的目的：投資家・債権者の詳細な情報ニーズを記述

内容領域の分類

- ・ 事業モデル
- ・ 戦略
- ・ 資源及び関係
- ・ リスク
- ・ 外部環境
- ・ 財務業績および財政状態

各内容領域では、主要事項（Key matters）に焦点を置いて記載する。

次スライドで追加説明

「経営者による説明」で提供される情報の選択と要件

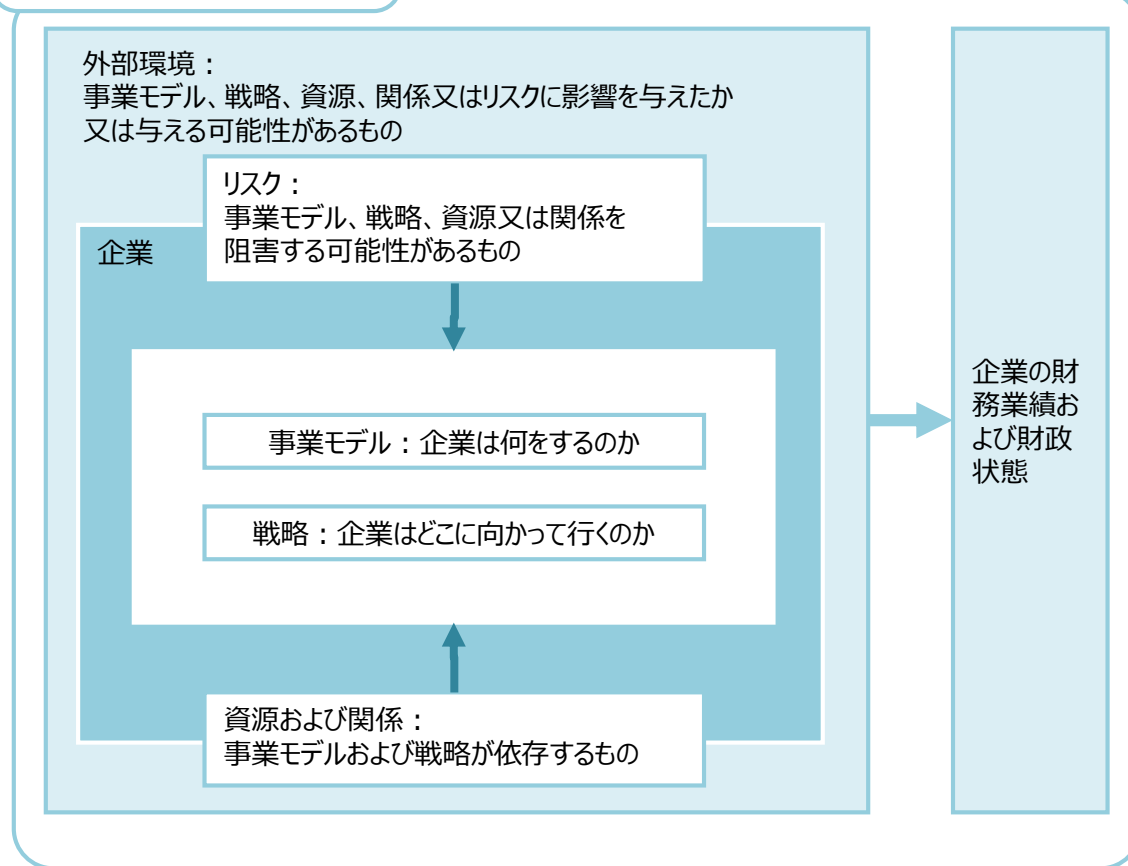
- ・ 情報に「重要性がある場合」には、開示することが求められる
- ・ 提供する情報に求められる要件の明示（例：完全性、明瞭性等）
- ・ 提供する指標の定義、指標に求められる要件と具体例の明示

「経営者による説明」の概要（3/3）

内容領域の関係性・主要事項

- 改訂案で示されている6つの内容領域について、相互の関係性が明示されている。
- 内容領域で焦点をあてる「主要事項」について、定義及びその考え方を明示するとともに、主要事項に当てはまる可能性の高い事項の考え方及びガイダンスを明示している。

6つの内容領域の相関性



主要事項の考え方

主要事項の定義：
企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力（長期を含む）に不可欠な事項

主要事項の特性：

- ・ 経営者がモニターし管理している可能性が高い
- ・ 広がりがあり複数の内容領域に関連している可能性が高い

投資者及び債権者にとって重要性がある（※）情報の多くは、主要事項に関するものである可能性が高い。

企業の長期的な見通しに影響を与える可能性のある事項に関する情報、企業の無形の資源及び関係、ESG事項に関する事項が含まれる可能性がある
→ガイダンスを提供（付録B）

（※）「重要性がある」とは：

経営者による説明の文脈において、情報を省略したり、誤表示したり覆い隠したりすることが、投資者及び債権者がその経営者による説明及び関連する財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得ること

1. 第3回研究会以降の動向
2. 気候関連の財務報告基準のプロトタイプを踏まえた開示のあり方に関する検討
 - ① 気候変動プロトタイプに対するIOSCOのコメント
 - ② Technical Readiness Working Groupにおける検討
 - ③ 事前にいただいたご意見と検討の方向性
3. IFRS実務記述書「経営者による説明」の改訂案概要
- 4. 中間報告の骨子（イメージ）**
5. 本日は議論いただきたい事項

中間報告の骨子（イメージ）

I. 非財務情報開示の考え方について

1. 非財務情報開示を巡る動向について
 - ① …
 - ② …
2. 作成者と利用者の質の高い対話に向けた非財務情報開示のあり方について
3. 今後国際的な議論が見込まれる主要な論点について

II. 個別分野における非財務情報の開示のあり方について

1. 気候変動
2. 人的資本

III. IFRS財団より非財務情報開示基準が示された場合の対応について

IV. 今後の検討について

1. 国内外の議論の進展を踏まえた、非財務情報開示のあり方のアップデート
 - ① 気候変動、人的資本関係について
 - ② 今後国際的な議論の進展が見込まれるトピックについて
2. 非財務情報に係る質の高い対話のあり方について
 - ① 非財務情報に係る開示媒体について
 - ② 非財務情報に係る対話のあり方について
 - ③ …
3. 国際的な開示指針検討主体との対話

関連して事前に頂いたご意見

- 開示基準整備にあたっての主要論点（気候関連開示のプロトタイプその他、表示基準（Presentation Standard）、産業別基準、概念フレームワーク、デュープロセス、デジタル化、結合性）を示すことも必要ではないか。
- 「非財務情報」という言葉で良いのかというところは議論の余地があるように思われる。（特に気候変動関連）
- IFRS財団の漸進的アプローチを肯定しつつも、今後、環境分野の非財務情報に関しては、気候変動が企業の財務や安定性にもたらす影響だけではなく、環境全体を考慮し、企業活動が人間や地球に与える影響についても開示対象として検討頂きたい。（生物多様性、気候変動以外の環境分野（森林や水等）やダブルマテリアリティ、EUタクソミーの考慮等）
- 作成者と読み手の有効な対話のためには、統合報告やそのエッセンスとなる経営デザインシートの利用が、極めて有効。非財務開示は単独では意味が小さく、統合報告のような統合性に意味があることを改めて強調すべき。世界で最も多いレベルで統合報告が発行されている日本の強みを生かし、統合報告を注視とする流れを更に進めていくべき。
- 非財務情報の開示を考える際に特に注意すべき諸点（機械的・形式的な開示を避け企業の自律性や開示の自由度を重視すべきこと、定量化に固執しすぎるべきではないことなど）といった意見をわかりやすく盛り込んで頂きたい。
- 「気候変動」と「人的資本」とでは性格が異なる部分もあることを意識した記述が必要。例えば、マテリアリティは「気候変動」についてはかなり重要な論点だが、「人的資本」についてはそうでもないかもしれない。また、財務会計への直接的な反映（オンバランス化）についての潜在的なニーズは、「人的資本」においての方がより強いと考えられる。
- TCFDの「4つの柱」に基づく整理が、「人的資本」やその他の非財務情報についてもベストと考えていいのかには、まだ議論の余地があるのではないか。

1. 第3回研究会以降の動向
2. 気候関連の財務報告基準のプロトタイプを踏まえた開示のあり方に関する検討
 - ① 気候変動プロトタイプに対するIOSCOのコメント
 - ② Technical Readiness Working Groupにおける検討
 - ③ 事前にいただいたご意見と検討の方向性
3. IFRS実務記述書「経営者による説明」の改訂案概要
4. 中間報告の骨子（イメージ）
5. 本日は議論いただきたい事項

本日も議論いただきたい事項について

- 中間報告骨子イメージ（47P）における、「I. 非財務情報開示の考え方について」、及び「II. 個別分野における非財務情報の開示のあり方について 1. 気候変動」については、本日のご議論をベースに整理を進めていくこととしたい。
- その観点から、事務局資料において示している中間報告に向けた検討の方向性、即ち、
 - － 16p：気候関連基準の適用に際しての考え方（総論的な方向性）
 - － 19p：気候関連基準プロトタイプに対し他団体等において進められている検討の取扱い
 - － 20p：IFRS財団が示している関連文書の取扱い
 - － 22p：気候関連基準プロトタイプにおいて示されている各記載項目の評価
 - － 37p：気候関連の開示基準が示された際の対応について、事前に各委員から頂いているご意見も踏まえ、ご意見・コメントを頂きたい。
- その他、「経営者による説明（43～45p）」や「中間報告骨子イメージ（47p）」についても、ご意見・コメントがあれば頂きたい。